

農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書

長野県知事 阿部 守一様

長野県農政部長 小林 安男様

# 農地等利用最適化推進施策 に関する改善意見書

農業委員会等に関する法律第 53 条に基づき  
別添のとおり改善意見を提出します。

令和 5 年 3 月 27 日

長野県農業委員会ネットワーク機構

一般社団法人 長野県農業会議

会長 望月雄内



## 令和4年度 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見

農業委員会組織では、「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の3点を柱に農地等の利用の最適化に取り組んでいる。

こうした中、昨年5月、「人・農地など関連施策の見直しに関する関連法」が成立し、市町村は10年後の地域の農業振興・農地利用の指針となる「地域計画」を策定することとされ、農業委員会には「目標地図(素案)」の作成や市町村の協議の場への参加などが求められている。

同計画は令和7年3月が策定期限とされ、農業委員会では、これまで収集してきた農地の情報や、担い手等の意向などの情報を、最新の内容に更新するとともに、将来の農地利用の状況を目標地図の素案として示すなどの取組を集中的に実施し、市町村やJA等関係機関とともに地域農業のけん引役として、農業者・地域住民の期待に応えていく必要がある。

特に、本県においては、人口減少が進む中、農業従事者の高齢化率が全国平均を上回るなど、農業構造が脆弱化していることから、集落や地域による話し合いを十分に行い、今後の具体的な取組を検討し、将来にわたり地域の農業を維持し、次世代に継承していく活動を継続して進めていく必要がある。

一方、ロシアのウクライナ侵攻等の影響による農業資材等の価格高騰は、農業者の経営に深刻な影響を及ぼしており、将来に向けた不安が払拭されない中、担い手の農地の集積・集約化を阻害する要因となっており、有効な対策が求められている。

また、近年、一般の太陽光発電施設の転用案件及び営農型太陽光発電施設に関する一時転用案件において、近隣農業者や住民による景観や環境の悪化への懸念などによる反対の動きや、許可後においても、一時転用期間中に提出された営農計画が達成できないなどの事例がみられている。

ゼロ・カーボンの目標達成に向け再生可能エネルギーの活用は極めて重要であるが、その推進にあたっては地域の農業者、住民の理解など、地域との調和が不可欠であることから、現行の法制度のもとでは、営農型太陽光発電施設の設置について、農業者を含めた地域住民の声を適切に反映することが困難な状況にあり、適切な対応が求められている。

については、長野県農業委員会ネットワーク機構の業務を通じて得た知見に基づき、農地利用の最適化の推進に向けて、「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入者の確保対策」に加え、「営農型等太陽光発電施設に関する諸問題への対処」、「最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策等」について、下記のとおり改善意見を取りまとめたので、農業委員会等に関する法律第53条に基づき提出する。

## 記

### 1 担い手への農地の集積・集約化

#### (1) 地域計画、目標地図素案の策定に係る支援の強化

4月から本格的にスタートする地域計画の策定に向け、県が中心となって、関係機関・団体との調整を行い、計画策定及び計画策定後の実践活動の役割分担等の明確化を進めるとともに、地域振興局農業農村支援センターに設置いただいた専任チームによる、市町村における協議の場の開催、地域での話し合い、県内外の優良事例の横展開等の支援を強化されたい。

#### (2) 地域計画策定のモデル地区の推進

市町村において地域計画の策定を推進していくためには、モデル地区を設けることが有効と考えられることから、当会議と連携してモデル地区の設定・推進を進められたい。

また、モデル地区の活動に対し、重点支援体制の構築や、県農業農村支援センターによる人的支援を強化されたい。

#### (3) 地域の実態に即した目標設定の実現

地域計画を真に実効性のあるものにしていくためには、目標設定が適切に行われる必要がある。

このため、令和5年に予定されている農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針の目標設定に当たっては、地域の実情を十分に勘案し達成可能な目標を設定するとともに、市町村基本構想が地域の実態に合ったものとなるよう的確な支援・助言を行われたい。

#### (4) 樹園地の経営継承への支援

本県の果樹産地として生産力の維持・強化を図るため、樹園地の経営継承は大変重要な課題である。

これに向けて、中心的経営体及び新規参入を目指す者に対し経営継承が円滑に進むよう、新規就農者の育成・耕作放棄地の再生利用の取組など、県内外の優良事例を県内に横展開するための支援を行われたい。

また、個人経営体による樹園地の経営継承が難しい地域においては、集落・組合等が受け皿となって継承を進めるためのノウハウが必要となるため、先進地の取組の情報提供や地域の取組への支援を行われたい。

### 2 遊休農地の発生防止・解消

#### (1) 遊休農地対策の支援強化について

遊休農地再生活用を図るため、小規模な遊休農地を、簡易に再生できる事業を創設するとともに、基盤整備、受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや、他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保等の総合的な支援を強化されたい。

また、遊休農地等を再生し、担い手への農地の集積・集約化を進めるために有効な、農地中間管理機構関連農地整備事業については事業要望が多く、現地の要望に応えられない状況となっていることから、事業の円滑な実施が図れるよう、予算の更なる拡充を国に求められたい。

#### (2) 未相続農地の解消と活用について

相続に伴う未相続農地が今後とも増加することが懸念されることから、農地の相続人が速やかに相続登記を行うよう全国規模の広報活動を行うとともに、自ら耕作を行わず、農地中間管理機構への貸付意思も表明しない場合に、所有者に未相続農地活用を促す実効性のある対策を講じられたい。

#### (3) 非農地判断への対応

農業委員会は利用状況調査で再生利用が困難と判断した遊休農地について、直ちに非農地判断を行うこととされているが、調査が複雑化し業務量が増加する中で限られた人員での対応となるため、地域の実情や農業委員会の状況を踏まえた現実的な対応が行えるよう、国に働きかけられたい。

### 3 新規参入者の確保対策

#### (1) 新規参入者の呼び込み

コロナ禍による田園回帰の動きを積極的に取り込んでいくため、新規参入希望者に対する定住・就農に対する情報発信を強化するとともに、オンライン相談の拡充、農業経営継承の事例集の作成・配布等を行われたい。

#### (2) 資材等価格高騰に対応した就農支援の強化

営農開始に必要な資材・機械等の価格高騰により、就農希望者が営農計画を立てられない状況となっていることから、経営開始のための初度的経費への支援の強化を図られたい。

#### (3) 50歳以上の者への就農支援

国の担い手確保の支援事業については、現在、49歳以下を対象とした「新規就農者育成総合対策」の資金が措置されているが、50歳以上の者に対する支援がないことから、地域農業を担う担い手を一人でも多く確保するため、支援の拡充を国に働きかけられたい。

#### (4) 多様な担い手の確保に向けた支援の強化

過疎化等により、特に人材が不足している中山間地域における多様な担い手を確保するため、定年退職者の就農や企業等の農業参入支援、就農・参入後のフォローアップなど参入側・受入側双方への総合的な支援を強化されたい。

## 4 営農型太陽光発電における諸問題への対処

### (1) 地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進

信州の自然豊かな農村景観は県民の宝であり、観光立県である本県にとって将来にわたって守っていく必要のある重要な地域資源でもある。

しかし、現状では「営農型太陽光発電」については、景観に着目した有効な設置規制がなく、景観を守りたい住民等とのあつれきが生じている。

このため、県の野立て太陽光発電施設に係る条例の検討と並行して、農地法以外の「景観の保全」や「災害の発生防止」などの住民に直接影響する課題への対応が適切に行えるよう、有効な対策を検討されたい。

### (2) 営農計画が実現できない事案への対応

天災等の特別な事由がない状況で、農業委員会からの営農に関する改善指導にもかかわらず、複数年にわたって計画書に記載した営農を実践できない場合は、一時転用の再許可を認めないことを明記した運用通知を発出するよう国に求められたい。

また、一時転用許可後に作物の変更を行う場合には、新たに許可申請を行うよう制度の見直しを国に求められたい。

## 5 最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策等

### (1) 農業資材等の価格高騰対策

飼料・肥料、燃油など様々な農業資材の価格高騰や電気代の値上がりにより、農業経営に深刻な影響が生じており、今後も更なる価格上昇が懸念されている。

このため、現行の支援対策に加え、価格上昇に的確に対応した継続的な農家支援対策を措置するとともに、備蓄や原材料輸出国との協定の締結など、長期的な視点に立った恒久的な農業資材等の価格安定対策を国に求めるとともに、コストの上昇を的確に農産物価格に転嫁するための環境づくりを行われたい。

### (2) 水田活用の直接支払交付金の交付要件の見直しへの対応について

国の水田活用の直接支払交付金制度の見直しにより、5年間1度も水稻を作付しなかった対象水田は交付金の対象外とされ、水田を畑地化した場合の国の支援も5年間のみとされたことから、令和9年度以降中山間地域を中心に、麦・大豆・そばの生産が困難となる恐れがある。

このため、今後、中山間地域等の条件不利地域において、これらの作物を持続的に生産できるよう、新たな支援措置の検討を国に求められたい。